居宅介護支援重要事項説明書

Ｒ８．１０．１現在

１　担当介護支援専門員

氏　名　　連絡先　３６７５－１２０２

２　料　金

居宅介護支援利用料の利用者負担は原則ありません。法定代理受領にて、保険者より報酬が支払われます。報酬は介護保険法により以下のように１月につき定められています。

（1 単位＝11.40 円で計算した金額が支払われます）

（１）居宅介護支援費Ⅰ

ケアプラン作成後、実際に介護保険サービスを利用し、事業所にて給付管理を行った場合に報酬が発生いたします。（ケアプランの作成だけでは報酬が発生いたしません）

① 要介護１・２　1,086 単位　②要介護３・４・５　1,411 単位

（２）特定事業所加算Ⅱ　421 単位

以下の加算については、該当する場合に算定いたします。

（３）特定事業所医療介護連携加算　125 単位

（４）初回加算　300 単位

（５）退院・退所加算

（Ⅰ）イ 450 単位　（Ⅰ）ロ 600 単位

（Ⅱ）イ 600 単位　（Ⅱ）ロ 750 単位　（Ⅲ）900 単位

医療機関等との連携の頻度・方法により算定単位が変わります。

（６）入院時情報連携加算

（Ⅰ）　250 単位　（Ⅱ）　200 単位

医療機関等との連携の頻度・方法により算定単位が変わります。

（７）通院時情報連携加算　50 単位

（８）緊急時等居宅カンファレンス加算　200 単位

（９）ターミナルケアマネジメント加算　400 単位

著しい状態の変化を伴う、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者を対象として居宅を訪問し、心身の状況、環境の変化を把握し、主治医や居宅サービス事業者に情報提供するなど適切な支援を行った場合。

（１０）同一建物ケアマネジメント減算　5%減算

（１１）介護職員等処遇改善加算（所定単位数の 2.1%）

※介護保険の対象であっても、保険料の滞納などの理由により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦１ヶ月あたり上記の定める料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、江戸川区の窓口に提出いたしますと払い戻しを受けることができます。

３　居宅介護支援事業所の概要

（１） 居宅介護支援事業者の事業所番号およびサービス提供地域

事業者名	なぎさ和楽苑さわやか相談室
所在地	〒134-0088 東京都江戸川区西葛西８－１－１
介護保険事業者番号	１３７２３０１５９６
サービス提供地域	新大橋通りより南側（海側） 臨海町・清新町・西葛西・東葛西・北葛西・南葛西・中葛西・宇喜田町・船堀・一之江町・二之江町・春江町 5 丁目・江戸川 5 丁目、6 丁目・西瑞江 4 丁目、5 丁目

（２）職員体制

	資　　格	常　　勤	非　常　勤
管理者 （主任介護支援専門員）	社会福祉士	１　　名	
介護支援専門員	介護福祉士	１　　名	
介護支援専門員	社会福祉士	３　　名	

※　主任介護支援専門員　３名

（３）営業時間

月～土曜日	０９：００～１７：３０

※日曜・祝日・年末年始（１２/２９～１/３）は休み

４　当事業所の居宅介護支援の特徴等

（１） 運営の方針

地域で生活する要介護状態の方々が安心して生活を継続できるよう、また、適正な利用ができるように公正中立な立場で情報を提供し、心身の状況・置かれている環境を勘案し、利用者の要望を最大限反映させた居宅サービス計画を作成していきます。計画には介護保険サービスだけでなく、地域の社会資源も活用し、真に利用者のためになる計画作成を心がけていきます。利用者の方は、居宅サービス計画に位置づけるサービス事業所について、複数の事業所の紹介や、その選定理由の説明を求めることができます。

また、前 6 ヶ月以内に作成した居宅サービス計画の総数における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスの利用割合と、サービスごとの同一事業者によって提供されたものが占める割合（上位 3 位まで）等について、別紙文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行います。

利用者の方が、安定した生活を送れるように計画を作成するだけでなく、計画が適切に実施されているか随時確認し、事業者との連携をはかり、現実に即した対応ができるように心がけます。

（２） 居宅介護支援の実施概要等

①居宅介護支援を行うにあたり、手法としてはフリーアセスメント方式等を使用し、利用者の要望だけでなく、介護のプロとして積極的にアドバイスをおこなっていきます。

②モニタリングの実施は少なくとも１月に１回は利用者と面接を原則、居宅を訪問します。下記の要件を満たしている場合であっても、少なくとも２月に１回利用者の居宅を訪問します。居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用（対応時は別紙文書により同意を得ます）して面接を行います。利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えます。
テレビ電話装置等の活用に当たり適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

【要件】＊同意を頂ける場合は☑をお願いいたします。
□ １.利用者の同意を得ること。
□ ２.サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
□ ３.利用者の心身の状況が安定していること。
□ ４.利用者がテレビ電話装置等を介し意思疎通ができること。（家族のサポートがある場合含む）
□ ５.介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
□ ６.少なくとも 2 月に１回利用者の居宅を訪問します。

（３）医療等との連携
居宅介護支援を行うにあたり、医療等関係機関との連携を図っていきます。
①スムーズに連携を図るために、医療機関に入院をされましたら、入院先の医療機関に対し担当の介護支援専門員の氏名等をお伝えください（お渡しした名刺等をご提示ください）
②利用者の方が医療系のサービス利用を希望される場合、主治の先生へ意見を求めます。
主治の先生は要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定しません。特に訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについて、 退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成します。また、意見を求めた先生に対し居宅サービス計画作成後に居宅サービス計画を交付します。
③訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、主治の医師等に必要な情報を伝達いたします。
④介護保険と同時に障害福祉制度を利用されている場合、相談支援専門員等と連携を図ります。

（４）虐待防止にむけた体制
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の人権擁護、虐待発生またはその再発の防止のため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に取り組んでまいります。また、措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。

（５）身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録
身体的拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録いたします。

（６）感染症・災害等に対する体制

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底のため、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。

また、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画（ＢＣＰ）等の策定、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。

（７）ハラスメント防止にむけた体制

「ハラスメント防止規程」に基づき、職場におけるハラスメント防止の取組、相談体制の構築、マニュアルの作成や研修の実施など職員が働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。また、利用者・家族等による職員に対して、暴言・暴力・サービスとは関係ない要求・誹謗中傷・長時間の拘束・セクシャルハラスメントなど職員の安全や心身の健康に影響が生じる恐れがある場合には、状況の改善に向けてご協力をお願いすることがございます。解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政に相談の上、サービス中止や契約を解除する場合もございます。

（８）運営規定の概要、重要事項などの開示について

事業所の運営規定の概要等の重要事項については、事業所内での書面掲示に加え、法人ホームページ上で閲覧ができるよう掲載いたします。

５　サービスに関する相談・苦情

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か担当窓口までお申し出ください。

＜サービス相談窓口＞
電話番号：０３－３６７５－１２０１　　担　当　　阪本　彰史

＜なぎさ和楽苑　第三者委員会＞
- 長　田　久　雄　　桜美林大学院名誉教授
- 岡　村　郁　子　　江戸川区社会福祉協議会　事務局長
- 坪　井　順　子　　なぎさ和楽苑家族会ＯＢ
- 横　内　博　　ボランティア「なぎさグループ」代表
- 小　坂　順　子　　江戸川区民生児童委員協議会　葛西第三地区会長

第三者委員へご相談のご希望の場合は、サービス相談担当までお申し出ください。
電話、面談等調整をさせていただきます。
（受付時間　月曜日～土曜日　　０９：００－１７：００　年末年始・祝日除く）

〇当事業所が設置する窓口以外でも相談・苦情の窓口を設置しています。

＜江戸川区役所内＞
介護保険課事業者調整係　　電話：０３－５６６２－００３２

＜東京都国民健康保険団体連合会＞
介護相談窓口担当　　電話：０３－６２３８－０１７７
（受付時間　月曜日～金曜日　　０９：００－１７：００　年末年始・祝日除く）

６　第三者による評価の実施

第三者による 評価の実施	１　あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	１　あり　２　なし
	２（なし）		

７　なぎさ和楽苑さわやか相談室の概要

○　名称・法人種別　　社会福祉法人　東京栄和会
○　代表者・役職　　理事長　　鈴　木　信　男
○　所在地　　東京都江戸川区西葛西８－１－１
○　電話・Fax 番号　　TEL　３６７５－１２０１　　FAX　３６７５－６５６７
○　同一敷地内で行う事業

(1) 介護保険事業（介護予防・総合事業含む）
　① 介護老人福祉施設　　⑥ 訪問介護
　② 短期入所生活介護　　⑦ 訪問看護
　③ 通所介護　　⑧ 福祉用具貸与
　④ 認知症対応型通所介護　　⑨ 居宅介護支援（介護予防支援）
　⑤ 通所型サービス（緩和型）

(2) 江戸川区委託事業
　① 地域包括支援センター（熟年相談室）

(3) 診療所
　① 博愛ホーム診療所

(4) 都市型軽費老人ホーム
　① JOY なぎさ

(5) 特定相談支援事業

(6) 障害児相談支援事業

(7) 障害福祉サービス事業
　① 短期入所　　② 在宅心身障害者施設入浴サービス（区委託事業）
　③ 居宅介護・重度訪問介護

「この重要事項説明書に書かれている内容について＿＿＿＿＿＿＿＿から説明を受け、同意いたします」

年　　月　　日

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）